

浜松市の「**浜松市まちなか定住促進補助金**」を利用すると、住宅ローン【**フラット35**】の金利引下げが受けられます。

**まちなかへ移住する方**

補助限度額	新築・取得費用 (対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (対象経費の1/10まで)
補助額	～ <b>50</b> 万円	～ <b>25</b> 万円

**3世代同居等でまちなかへ移住する方**

どこからの移転でもOK

補助限度額	新築・取得費用 (対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (対象経費の1/10まで)
居住誘導区域外から移転	～ <b>100</b> 万円	～ <b>50</b> 万円
居住誘導区域内で移転	～ <b>50</b> 万円	～ <b>25</b> 万円

**まちなか**とは  
居住誘導区域内のことをいいます。  
「都市計画マップ」をご参照ください。

## 浜松市まちなか定住促進補助金交付事業



当初5年間(地域活性化)  
当初10年間(子育て支援)

借入金利 年**0.25%**引下げ

## 【フラット35】地域連携型

浜松市まちなか定住促進補助金交付事業のご相談は



都市整備部 住宅課  
☎ 053-457-2457

【フラット35】に関するご相談は 住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

**0120-0860-35**(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。  
048-615-0420(通話料金がかかります。)

# ① 浜松市まちなか定住促進補助金交付事業の概要 まちなか移住で、最大100万円 補助します。

補助対象要件	特例・加算対象
<p>以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域内に移転する世帯で、直近1年以内に居住誘導区域に居住していないこと(実態及び住民票)(※特例世帯は除く)</li> <li>補助対象世帯員の人数の合計が2人以上であること※1</li> <li>申請者の世帯所得が750万円以下であること(※3世代同居等の場合は子世帯の世帯所得)</li> <li>申請後、2週間前後で発行される交付決定通知書交付後に着手できる方※2</li> <li>補助対象住宅での居住を5年間以上継続する方</li> <li>浜松市税や市営住宅家賃等を完納している方</li> <li>世帯に暴力団員等がないこと</li> <li>他の公的制度や公共事業による補助や補償を受けている場合は、対象が重複していないこと</li> </ul>	<p>以下のすべてにあてはまる場合に対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子世帯の親の世帯が、子世帯と直近1年以上離れて暮らしていること(実態及び住民票)</li> <li>居住誘導区域内において新たに同居または直線距離100メートル以内の近居を行うこと※3</li> <li>小学生以下のお子様と暮らす子世帯の方(妊婦の方を含みます)</li> <li>同居・近居を5年間以上継続する方</li> </ul> <p>※1 補助対象世帯員とは、申請者世帯及び申請者と同居または3世代同居等を行う世帯の世帯員のことをいう</p> <p>※2 着手とは 引越…新たな住所への異動(すべての補助) 工事…補助対象となる工事請負契約に含まれる工事の着手 取得…住宅の売買契約の締結</p> <p>※3 100メートルの基準は、地図上にて敷地から敷地の最短直線距離を計測</p>



**【フラット35】S  
でさらに金利を  
引下げ**

## ② 【フラット35】地域連携型 当初5年間又は当初10年間 0.25%金利引下げ

「浜松市まちなか定住促進補助金交付事業」の補助金を受け、住宅を新築又は取得する方で、  
補助要綱で定める「特例世帯」及び「加算世帯」 ⇒ 当初10年間金利引下げ  
上記以外の方 ⇒ 当初5年間金利引下げ

### 【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、浜松市から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】地域連携型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



浜松市補助金の要件等のご確認についてはこちら



《借入れに当たっての注意事項》 ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。 ●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。 ●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。